第15号様式（第20条関係）

令和　年　月　日

　公益財団法人かごしま産業支援センター

理 事 長　　木 場　信 人　様

住所（所在地） 〒

　　　　　 企業等名

代表者名 　　　　　　　　　　　　　　㊞

電　　話

令和５年度　地域資源活用・農商工等連携新事業創出支援事業助成金に係る事業化状況報告書

　平成 年 月 日付けか産支第 号（及び平成 年 月 日付けか産支第 号）により交付決定のあった地域資源活用・農商工等連携新事業創出支援事業助成金に係る令和４年度の事業化状況について，地域資源活用・農商工等連携新事業創出支援事業助成金交付要領第20条の規定により，次のとおり報告します。

記

１　事業化状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 助成事業のテーマ名 |  | | |
| 助成金確定額 | 助成事業に係る  本年度収益額 | 控除額 | 本年度までの助成  事業に係る支出額 |
| 円 | 円 | 円 | 円 |
| 基準納付額 | 前年度までの助成事業に係るセンターへの累積納付額 | 本年度納付額 | 備考 |
| 円 | 円 | 円 |  |

　［記入要領］

　１　「平成　年　月　日付けか産第　　号」は，交付決定通知書（又は変更交付決定通知書）の日付及び番号を記入すること。

　２　「助成金確定額」は，センターが助成金確定通知書により通知した額であること。

　３　「助成事業に係る本年度収益額」とは，助成事業の実施結果の事業化（製品の販売），産業財産権の譲渡又は実施権の設定及びその他当該助成事業の実施結果の他への供与による総収入額から，総収入を得るに要した額を差し引いた額の合計額をいう。

　４　「控除額」とは，助成事業に要した経費のうち，助成事業者が自己負担によって支出した額の５分の１をいう。

　５　「本年度までの助成事業に係る支出額」とは，本年度までに助成事業に係る費用として支出された全ての経費をいう。（実績報告書の決算総額＋追加経費）

　６　「基準納付額」とは，助成事業に係る本年度収益額から「控除額」を差し引いた額に，「助成金確定額」を乗じ，「本年度までの助成事業に係る支出額」で除した額をいう。

　７　「前年度までの助成事業に係るセンターへの累積納付額」とは，前年度までの収益に伴う納付額及び財産処分に伴う納付額の合計額をいう。

　８　「本年度納付額」とは，基準納付額と累積納付額の合計が助成金確定額を超えない場合は，基準納付額が本年度納付額となり，一方，基準納付額と累積納付額の合計が助成金確定額を超える場合は，助成金確定額から累積納付額を差し引いた残額をいう。

　９　その他，助成事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。

１０　※農商工等新事業創出支援事業は，連携体を構成する者それぞれについて「事業化状況」を作成することとする。